



# 自動車保険 パーフェクトガイド 【2026年1月以降始期用】 契約条件編

あいおいニッセイ同和損害保険

# 当社ならではの事故対応サービス『I'm ZIDAN』

夜間・休日の事故は全体の60%以上、当社では夜間・休日も社員が事故対応、24時間365日、平日と変わらずお客さまによりそった事故対応サービスを実現

対応内容	事故の受付	ロードサービスの手配	病院への連絡	代車の手配 <sup>(注2)</sup>	修理工場との打合わせ	保険金支払い可否の判断	示談交渉 <sup>(注3)</sup>
<b>I'm ZIDAN</b>	○	○	○	○	○	○	○
I'm ZIDAN 開始前の事故対応サービス	○	○	○	○	×	×	×

例えば、このようなときも安心

## 金曜日の夜



帰宅途中、車同士の事故



病院対応・代車手配<sup>(注2)</sup>等当日中に対応

## 土曜日の朝



自分の車を修理



休日も修理工場と打合わせが可能

## 日曜日の昼



相手の方からの連絡



相手の方からの休日の問合わせにも対応

## I'm ZIDAN

へのお客さまの声



連休前に事故を起こしてしまいました。連休中、相手の方から責任割合のことで何度も電話があり困っていましたが、あいおいニッセイ同和損保へ相談したところ、休日にもかかわらず社員の方が相手の方へ連絡し、責任割合についてしっかり説明してくれました！相手の方も納得してくれたので、とても安心しました。

## お客さま満足度

事故対応全般に対して**96.7%**のお客さまにご満足をいただいています！



※当社保険金お支払いに伴うアンケート(2024年度)より。

RESOURCES

契約条件等

# 記名被保険者

記名被保険者は、「被保険者(補償の対象となる方)の範囲」、「等級・事故有係数適用期間の継承範囲」、「記名被保険者年令別料率区分」等を決めるための重要な事項

契約車両を「主に使用される方」等から1名を設定、契約車両を「主に使用される方」とは次のいずれかの方

- ① 主たる運転者(運転頻度の高い方)
- ② 「契約車両の所有者」・「自動車検査証上の使用者」等、実際に契約車両を自由に支配・使用している方

運転者の年令条件を21才以上補償・26才以上補償・35才以上補償で契約の場合、始期日時点での記名被保険者の年令に応じて、記名被保険者年令別料率区分の保険料を適用、補償される運転者範囲ではない

## 【記名被保険者年令別料率区分】

21才以上補償	69才以下						70~74才	75~79才	80才以上
	26才以上補償・35才以上補償	29才以下	30~39才	40~49才	50~59才	60~64才			

※1 記名被保険者を変更する場合、変更後の記名被保険者の始期日時点での年令に応じて、「記名被保険者年令別料率区分」の保険料を適用します。

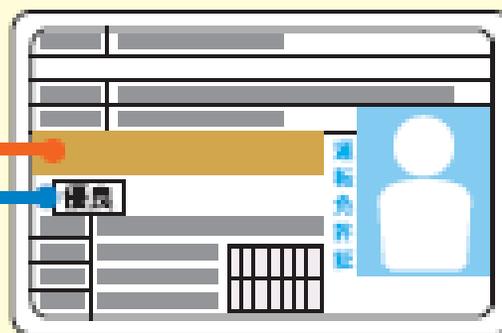
※2 保険期間が1年を超えるご契約の場合、保険年度ごとに、始期日の応当日時点での記名被保険者の年令に応じて、「記名被保険者年令別料率区分」を適用します。

## 免許証の色

始期日時点において有効な記名被保険者の運転免許証の色  
(ゴールド・ブルー・グリーン)を確認、ゴールド免許の場合はゴールド免許割引を適用

### 色を確認

ゴールド免許には **優良** の表示があります。



ゴールド  
免許割引  
を適用

### Point

- 始期日が免許更新期間(誕生日の前後1か月)内にある場合、更新前後の運転免許証の色のいずれかが「ゴールド」であれば、運転免許証の色を「ゴールド」とみなす
- 記名被保険者が運転免許証を保有していない場合や国際運転免許証のみ保有の場合は、「その他」区分とし、保険料はブルー・グリーンの場合と同様

## 使用目的

契約車両を使用するすべての方の使用実態により業務使用・通勤通学使用・  
日常レジャー使用から『使用目的』を設定、使用目的別で保険料は相違

ご契約のお車を年間を  
通じて(注1)月15日以上  
お仕事(注2)に使用しますか?

はい



業務使用<sup>(注3)</sup>

いいえ

ご契約のお車を年間を通じて(注1)  
月15日以上通勤・通学(送迎は含み  
ません)に使用しますか?

はい



通勤・通学使用

いいえ



日常・レジャー使用

### Point

- 「お仕事」とは、労働の対価を得ることを目的として行う行為(ボランティアは除く)
- 保険期間の途中で、ご契約のお車の使用目的が変更になる場合、契約内容変更処理により使用目的を変更しなければならないが、選択した使用目的と異なる状態で一時的に使用する場合、年間を通じて月15日以上その状態で使用しないのであれば、使用目的の区分を変更する必要はなし

# 運転者限定・年齢条件

運転者限定・運転者年齢条件を設定することによって保険料が低下、ただし設定した運転者の範囲・年齢条件と異なる方が契約車両を運転中の事故は、原則として保険金支払対象外

運転者限定・年齢条件の契約パターンは以下の通り

- 運転者限定：「本人限定」「本人・配偶者限定」
- 運転者年齢条件：「年齢を問わず補償」「21才以上補償」「26才以上補償」「35才以上補償」

下表の○の中で契約車両を運転する可能性のある最も若い方の年齢に応じ、運転者年齢条件を選択

◎ 運転者年齢条件にかかわらず補償します ○ 運転者年齢条件を満たした場合に補償します × 補償できません

運転者の範囲	 ① 記名被保険者	 ② ①の配偶者	 ③ ①または②の同居の親族	 ④ ①～③以外の方 (別居の親族・友人・知人等)	 ⑤ ①～③の方が営む事業の業務に従事中の従業員
運転者限定					
本人限定	○	×	×	×	×
本人・配偶者限定	○	○	×	×	×
限定なし	○	○	○	◎ (注)	○

※ タフビズ事業用総合保険では記名被保険者が個人の場合のみ本人・配偶者限定が設定可能

※ タフビズ事業用総合保険では、35才以上補償の設定は無し

# 等級別割引・割増制度

1～20等級および無事故・事故有の区分による保険料の割引・割増制度、保険金支払事故の有無・区分・件数および事故有係数適用期間等により、等級および無事故・事故有の区分を決定

はじめての契約の場合、6等級(S)が適用、事故有係数適用期間は0年

2台目以降のお車を新たに契約する場合で、セカンドカー割引適用条件に記載の条件をすべて満たしているときには7等級(S)を適用、事故有係数適用期間は0年

等級	はじめてのご契約の場合 6等級(S)	2台目以降のお車を新たに契約する場合 7等級(S)
割増引率(%)	3%割増	38%割引

## セカンドカー割引適用条件

- 1台目契約が11等級以上であること
- 1台目および2台目以降の契約車両が、いずれも自家用8車種であること
- 2台目以降の契約の記名被保険者および契約車両の所有者が個人、かつそれぞれ次のいずれかに該当

記名被保険者	ご契約のお車の所有者
<ul style="list-style-type: none"><li>●1台目のご契約の記名被保険者</li><li>●1台目のご契約の記名被保険者の配偶者</li><li>●1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●1台目のご契約のお車の所有者</li><li>●1台目のご契約の記名被保険者</li><li>●1台目のご契約の記名被保険者の配偶者</li><li>●1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族</li></ul>

# 等級別割引・割増制度

継続契約の等級および事故有係数適用期間は【表1】のとおり決定し、  
【表2】の等級および「無事故」「事故有」区分別の割増引率を適用

【表1】※前契約の保険期間が1年の場合です。保険期間が1年を超える場合は、取扱いが異なります。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

前契約(満期を迎えるご契約)における事故		無事故・ノーカウント事故	3等級ダウン事故	1等級ダウン事故
等級		前契約の等級+1	前契約の等級-3×事故件数	前契約の等級-1×事故件数
	例	前契約 16等級 継続契約 17等級 [1つ上がります]	事故1件の場合 前契約 16等級 継続契約 13等級 [事故1件につき3つ下がります]	事故1件の場合 前契約 16等級 継続契約 15等級 [事故1件につき1つ下がります]
事故有係数適用期間	前契約が0年	0年で変わりません	前契約の適用期間(0年)+3×事故件数	前契約の適用期間(0年)+1×事故件数
	例	前契約 無事故0年 継続契約 無事故0年 [0年で変わりません]	事故1件の場合 前契約 無事故0年 継続契約 事故有3年 [事故1件につき3年加えます]	事故1件の場合 前契約 無事故0年 継続契約 事故有1年 [事故1件につき1年加えます]
	前契約が1~6年	前契約の適用期間-1	前契約の適用期間-1+(3×事故件数)	前契約の適用期間-1+(1×事故件数)
	例	前契約 事故有3年 継続契約 事故有2年 [1年引きます]	事故1件の場合 前契約 事故有3年 継続契約 事故有5年 [1年引いた後に事故1件につき3年加えます]	事故1件の場合 前契約 事故有3年 継続契約 事故有3年 [1年引いた後に事故1件につき1年加えます]

【表2】等級および「無事故」「事故有」区分別の割増引率表

等級	割 増				割 引																
	1(注)	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
割増引率(%)	無事故	108	63	38	7	2	13	27	38	44	46	48	50	51	52	53	54	55	56	57	63
	事故有							14	15	18	19	20	22	24	25	28	32	44	46	50	51

他の保険会社  
(JA共済および当社の定める他の共済を含む)からの切替でも、等級・事故有係数適用期間を継承可能

# 等級別割引・割増制度における事故の取扱い

等級別割引・割増制度において保険金支払の事故があった場合、  
事故内容により次の等級カウント区分が適用

3等級ダウン事故	下記の1等級ダウン事故およびノーカウント事故に該当しない事故							
1等級ダウン事故	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 火災やご契約のお車の盗難により車両保険金のみ支払われる事故</li> <li>● 飛来中または落下中の他物との衝突により車両保険金のみ支払われる事故</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>							
ノーカウント事故	<p>次の補償・特約に係る事故(事故件数に含めません) 等</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 25%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 人身傷害保険</li> <li>● 対人臨時費用特約</li> <li>● 対歩行者等傷害特約</li> <li>● 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約(注)</li> <li>● 心神喪失等による事故の被害者救済費用特約(注)</li> <li>● 交通事故特約</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top; width: 25%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 犯罪被害事故特約</li> <li>● 入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約</li> <li>● 人身傷害家族臨時交通費用特約</li> <li>● 無保険車傷害特約</li> <li>● 傷害一時金特約</li> <li>● 傷害一時金倍額払特約</li> <li>● 傷害一時金(1万円・10万円)特約</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top; width: 25%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約</li> <li>● 搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約</li> <li>● 地震・噴火・津波 「車両全損時定額払」特約</li> <li>● ロードサービス費用特約</li> <li>● 弁護士費用(自動車事故型)特約</li> <li>● 弁護士費用 (自動車・日常生活事故型)特約</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top; width: 25%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約</li> <li>● ファミリーバイク(人身傷害型)特約</li> <li>● ファミリーバイク (自損・無保険車傷害型)特約</li> <li>● 代車補償拡張特約</li> <li>● 車内外身の回り品特約</li> <li>● 事業用積載動産特約</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>(注) 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の支払いと同時に対人賠償保険または対物賠償保険に付随する特約の保険金支払いがあった場合もノーカウント事故として取り扱います。</p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人身傷害保険</li> <li>● 対人臨時費用特約</li> <li>● 対歩行者等傷害特約</li> <li>● 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約(注)</li> <li>● 心神喪失等による事故の被害者救済費用特約(注)</li> <li>● 交通事故特約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 犯罪被害事故特約</li> <li>● 入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約</li> <li>● 人身傷害家族臨時交通費用特約</li> <li>● 無保険車傷害特約</li> <li>● 傷害一時金特約</li> <li>● 傷害一時金倍額払特約</li> <li>● 傷害一時金(1万円・10万円)特約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約</li> <li>● 搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約</li> <li>● 地震・噴火・津波 「車両全損時定額払」特約</li> <li>● ロードサービス費用特約</li> <li>● 弁護士費用(自動車事故型)特約</li> <li>● 弁護士費用 (自動車・日常生活事故型)特約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約</li> <li>● ファミリーバイク(人身傷害型)特約</li> <li>● ファミリーバイク (自損・無保険車傷害型)特約</li> <li>● 代車補償拡張特約</li> <li>● 車内外身の回り品特約</li> <li>● 事業用積載動産特約</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人身傷害保険</li> <li>● 対人臨時費用特約</li> <li>● 対歩行者等傷害特約</li> <li>● 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約(注)</li> <li>● 心神喪失等による事故の被害者救済費用特約(注)</li> <li>● 交通事故特約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 犯罪被害事故特約</li> <li>● 入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約</li> <li>● 人身傷害家族臨時交通費用特約</li> <li>● 無保険車傷害特約</li> <li>● 傷害一時金特約</li> <li>● 傷害一時金倍額払特約</li> <li>● 傷害一時金(1万円・10万円)特約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約</li> <li>● 搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約</li> <li>● 地震・噴火・津波 「車両全損時定額払」特約</li> <li>● ロードサービス費用特約</li> <li>● 弁護士費用(自動車事故型)特約</li> <li>● 弁護士費用 (自動車・日常生活事故型)特約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約</li> <li>● ファミリーバイク(人身傷害型)特約</li> <li>● ファミリーバイク (自損・無保険車傷害型)特約</li> <li>● 代車補償拡張特約</li> <li>● 車内外身の回り品特約</li> <li>● 事業用積載動産特約</li> </ul>					

## 型式別料率クラス

自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車においては、  
契約車両の型式ごとに決定された料率クラスにより保険料は変動

自動車の「型式」ごとの保険成績を基に、「対人賠償・自損傷害」、「対物賠償」、「傷害」、「車両」の各々について、自家用(普通・小型)乗用車では「1」~「17」の17段階、自家用軽四輪乗用車では「1」~「7」の7段階に区分した料率クラスを保険料に適用する制度を導入

「型式別料率クラス」は、損害保険料率算出機構が各保険会社から集計した保険成績に基づいて決定し、原則として毎年1月1日に、現在の料率クラスが適正であるか見直しを実施、具体的には、その型式の保険成績が「基準保険成績(損害保険料率算出機構が決定します)」よりも低い場合はクラスが下がり(保険料が低下)、高い場合はクラスが上昇(保険料が上昇)

そのため、ご契約のお車の型式によっては、前契約で事故を起こしていない場合でも、次年度の保険料が上がるケースがあり

# 各種保険料割引制度①

## ASV割引

9%割引

下記①～③をすべて満たす契約について保険料を割引

- ① 用途車種が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車
- ② 衝突被害軽減ブレーキ(AEB)を装備  
(メーカー標準装備またはメーカーオプション装備の装置に限る)
- ③ 型式が発売された年度(4月始まり)に3を加算した年の12月末以前に始期日  
(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、各保険年度における始期日の応当日)がある

## ECOカー割引 (先進環境対策車割引)

3%割引

用途車種が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、始期日(保険期間が1年を超える契約の場合は、各保険年度における始期日の応当日)の属する年月が初度登録(検査)年月の翌月から起算して13か月以内の「ハイブリッド車」、「電気自動車・PHV」、「燃料電池車」または「CNG車(圧縮天然ガス自動車)」の場合、保険料を割引

## 福祉車両割引

3%割引

車いす移動車や身体障害者輸送車等で一定条件を満たす自動車の場合、保険料を割引

# 各種保険料割引制度②

## 新車割引

5~36%割引

用途車種が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で始期日(保険期間が1年を超える契約の場合は、各保険年度における始期日の応当日)の属する年月が初度登録(検査)年月の翌月から起算して49か月以内の場合、保険料を割引

		対人賠償保険	対物賠償保険	人身傷害保険	傷害一時金	車両保険
自家用普通乗用車	6等級(S) <sup>(注2)</sup>		36%割引			33%割引
自家用小型乗用車	上記以外		12%割引			6%割引
自家用軽四輪乗用車	6等級(S) <sup>(注2)</sup>		36%割引			32%割引
	上記以外		14%割引			5%割引

## ノンフリート 多数割引

3・4・6%割引

1保険証券で2台以上まとめて契約する場合、保険料を割引

- ※ 記名被保険者が保険契約者自身、保険契約者の配偶者、保険契約者またはその配偶者の同居の親族であること
- ※ ノンフリート多数割引適用契約は、割増なく保険料を分割払で払込可能
- ※ 対象自動車はすべての用途車種の自動車
- ※ 適用する割引率は始期日時点の契約台数により決定、保険期間途中に台数増減があった場合でも割引率は変更せず

ご契約台数	ノンフリート多数割引
2台	3%割引
3~5台	4%割引
6台~	6%割引

## 補償重複

次の特約は、1つの契約のみにセットしていれば、記名被保険者またはその家族が、支払対象事故にあわれた場合も補償され、複数契約があるときは重複部分の保険料をカットすることが可能

次の特約は1つの契約のみにセットしていれば、特約条件を満たす他人の自動車に乗車中等の事故等や、家族もそれぞれの特約で補償対象となる

- 交通事故特約(人身傷害保険)
- 犯罪被害事故特約
- 弁護士費用(自動車事故型)特約／弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約
- 日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約
- ファミリーバイク(人身傷害型)特約／ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約

※ 複数ある契約のうち、これらの特約を1つの契約のみにセットしている場合、契約が解約となったときや、家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、補償がなくなることがあるため注意が必要

LESSON

ご清聴ありがとうございました。

Thank You For Your Attention

ミニテストはコチラから